

令和 7 年度版
わかりやすい
自動車税



わかりやすい自動車税

自動車にかかる税金は、いったいどんなものがあり、どんな制度なのか。自動車を買うとき、売るとき、年度途中で手放すといった税金はどのようになるのか。

皆さんの生活シーンを考えながら、自動車に関わる税金についてご紹介していきます。

🚗 自動車を取り巻く税

自 動 車	税種別	どんな時にかかるか
普通自動車・三輪以上の小型自動車		
自動車税環境性能割	都道府県税	自動車の取得時
自 動 車 税 種 別 割		自動車の取得時・保有時
軽自動車		
軽自動車税環境性能割（※１）	区市町村税	自動車の取得時
軽自動車税種別割（※２）		自動車の保有時
自 動 車 重 量 税	国 税	自動車の取得時・保有時

※1 三輪以上の軽自動車を取得した時にかかります。

※2 原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の保有時にも軽自動車税種別割がかかります。

🚗 「わかりやすい自動車税」の見かた

■ 自動車の購入時にどんな税金がかかるのか

自動車税種別割	P.2～4
自動車税環境性能割	P.5～7
軽自動車税環境性能割	P.15
自動車重量税	P.16

■ 自動車税は毎年納めます

自動車税種別割	P.2～4
軽自動車税種別割	P.14

■ 自動車税には身体障害者の方等のための減免制度があります

自動車税（環境性能割・種別割）	
軽自動車税環境性能割の減免制度	P.9～10

■ 自動車税の納付方法（現金、クレジット決済、スマホ決済）について

自動車税種別割の納付方法	P.11～13
--------------	---------

■ 自動車を手放したら

自動車税種別割	P.2～3
---------	-------

■ その他

自動車税種別割の環境配慮型軽減（EV・PHV など）	P.4
軽自動車税（環境性能割・種別割）について	P.14～15
自動車重量税について	P.16
お問い合わせ先	P.18

自動車を購入するとこのような税金がかかります

自動車税種別割（都道府県税）

自動車税種別割とは、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課税する自動車税のことをいいます。

1 納税義務者

普通自動車、三輪以上の小型自動車を所有する方

2 納付時期と方法

都税総合事務センターから送付する納税通知書で、納期限までに納めます。
自動車税種別割の納期は原則として5月末日です。

3 納付額

税率（年額）

車種（自家用）							
乗用車			貨客兼用車（最大乗車定員4人以上）		トラック （最大乗車定員3人以下）		
総排気量	R19.30 以前 初回新規登録 年額	R11.10.1以降 初回新規登録 年額	最大 積載量	総排気量	年額	最大積載量	年額
1 ℓ 以下	29,500円	25,000円	1 t 以下	1 ℓ 以下	13,200円	1 t 以下	8,000円
1 ℓ 超－1.5 ℓ 以下	34,500円	30,500円		1 ℓ 超－1.5 ℓ 以下	14,300円	1 t 超－2 t 以下	11,500円
1.5 ℓ 超－2 ℓ 以下	39,500円	36,000円		1.5 ℓ 超	16,000円	2 t 超－3 t 以下	16,000円
2 ℓ 超－2.5 ℓ 以下	45,000円	43,500円	1 t 超－ 2 t 以下	1 ℓ 以下	16,700円	3 t 超－4 t 以下	20,500円
2.5 ℓ 超－3 ℓ 以下	51,000円	50,000円		1 ℓ 超－1.5 ℓ 以下	17,800円	4 t 超－5 t 以下	25,500円
3 ℓ 超－3.5 ℓ 以下	58,000円	57,000円		1.5 ℓ 超	19,500円	5 t 超－6 t 以下	30,000円

（注）この税率表は、自動車税種別割のグリーン化特例の適用を受けない自動車の税率の抜粋です。
令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられます。

🚗 年度の途中で所有者の移転などがあった場合は

自動車税種別割は、4月1日現在の所有者に課税されますが、年度の途中で所有者の移転などがあると下の表のようになります。



	異動の状況	課税の取扱い
新規登録		月割課税 *1 登録した月の翌月から年度末までの月数による課税
廃車		月割課税 4月から廃車（抹消登録）した月までの月数による課税
所有者変更・転入・転出	東京都内の異動 都道府県間（東京都 ↔ 他道府県）の異動 *2 	年課税 4月1日現在の所有者に、1年分を課税

*1 月割課税の場合は、自動車税事務所の窓口で、直接納めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税される月数} \\ \hline \end{array}}{12} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array} \quad (\text{100円未満切捨て})$$

*2 すでに納税通知書で年額を納めた後に廃車したときは、抹消登録した日の翌月から翌年3月までの月割額が還付となります。

*3 平成18年4月1日より、自動車の売買などによって他の都道府県ナンバーに変わっても、移転前の都道府県からの自動車税種別割の還付や移転後の都道府県からの新たな課税はされなくなりました。

車検を受けるための納税証明書は？

■車検時の納税証明書の提示は省略可能

平成 27 年 4 月より、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能になりました。

そのため、車検時に納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も原則として不要です。

※ 令和 5 年 1 月から軽自動車の納税確認も電子的に行うことが可能になりました。
詳しくは「地方税共同機構」のホームページをご覧ください。



地方税共同機構 HP

■納税確認が出来るまでには時間がかかる

納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で 10 日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納税通知書右端の自動車税（種別割）納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

■クレジット決済は納付直後から証明書が発行可能

クレジットカードによる納付の場合は、納付手続き完了直後から納税証明書を発行することができます。納付手続き後から 1 週間以内に納税証明書の発行をご希望の場合は、「地方税お支払サイト」の履歴詳細画面等をご用意の上、都税事務所・自動車税事務所等にご申請ください。

■前年度中に東京都から他道府県へ転出した自動車の留意点

4 月 1 日から納期限までの間、納税確認ができない場合がありますので、納税通知書右端の自動車税（種別割）納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

名義変更、廃車する場合はどうしますか？

自動車を譲り受けたり、廃車にした場合などは、東京都運輸支局又は自動車検査登録事務所登録の手続きをして、同じ敷地内にある自動車税事務所に申告してください。

これらの登録・申告をしないと、前の所有者に引き続き課税されることがありますので、ご注意ください。

所有権留保付売買契約の場合は・・・



自動車税種別割は原則所有者課税ですが、割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、使用者である買主が自動車の所有者とみなされて課税されます。

環境配慮に向けたこのような制度があります！

自動車税種別割のグリーン化（環境配慮型税制）

地球環境を保護する観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税種別割を軽減する一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする「自動車税種別割のグリーン化」が実施されています。

1 環境負荷の小さい自動車に対する軽減

初回新規登録した年度の翌年度分の自動車税種別割が軽減されます。
適用対象と軽減内容は以下のとおりです。

(1) 排出ガス基準及び燃費基準が下表の条件に満たす営業用乗用車

初回新規登録 (初度登録)	対象年度	軽 減 基 準			軽減 割合
		燃料	排出ガス基準	燃費基準	
令和7年度	登録の 翌年度 1年間	ガソリン 又は LPG	平成30年排出ガス基準 50%低減 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	概ね 75%
		軽油	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合 (クリーンディーゼル乗用車)	令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	概ね 75%

(注) 燃費基準を達成している場合、自動車検査証（車検証）の備考欄にその旨が記載されます。

(2) 電気自動車（燃料電池自動車含む。）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx10%低減）
→概ね 75%軽減

2 ZEV 導入促進税制（都独自の課税免除）

対象自動車	電気自動車、燃料電池自動車（水素を燃料とするもの）、及びプラグインハイブリッド自動車 平成21年度から令和7年度の間に初回新規登録を受けたものに限りです。
軽減期間	初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の自動車税種別割
軽減内容	課税免除

3 環境負荷の大きい自動車に対する重課

対象車種	対象条件	重課割合
ディーゼル自動車	バス・トラック	概ね10%
	バス・トラック以外	概ね15%
ガソリン自動車・LPG自動車	バス・トラック	概ね10%
	バス・トラック以外	概ね15%

(注1) 一般乗合用バス、電気、天然ガス・メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリンを燃料とするもの）、被けん引車、スクールバスを除きます。

(注2) 都が指定する粒子状物質減少装置を装着するディーゼル自動車、1945年（昭和20年）までに製造された自動車（ヴィンテージカー）については、納期限内に申請することにより重課分を減免します。

昨年度より税額が高くなったのはなぜ？

自動車種別割が令和6年度に比べて高くなった場合、グリーン化税制により税額が変わったことが考えられます。



●令和6年度に軽減（軽減措置）が適用されていた軽減期間は、登録の翌年度1年間に限るため、令和7年度から本来の税額となっています。

●令和7年度から重課の対象となった初回新規登録から一定年数を経過したため、令和7年度から税額が高くなっています。

自動車を取得した時にかかる税金です

自動車税環境性能割（都道府県税）

自動車税環境性能割とは、自動車を取得したときに課税される税金であり、税率は燃費基準値達成度等に応じて決定されます。

1 納税義務者

普通自動車、三輪以上の小型自動車を所有する方

2 納付時期と方法

新車を取得したり、自動車を譲り受けたりした場合などは、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所で登録の手続きをして、同じ敷地内にある自動車税事務所に申告して納めます。

3 納付額

自動車の通常の取得価額（課税標準額） × 税率

■税率 自家用自動車・・・非課税・1%・2%・3%
営業用自動車・・・非課税・0.5%・1%・2%
（注1）新車・中古車は問いません。
（注2）環境性能（燃費性能）に応じて税率が決まります。

🚗 自動車の通常の取得価額とは

自動車の取引価額などをいいます。なお、取得価額が50万円以下の場合は課税されません。

🚗 所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主がその自動車の所有権を留保している場合には、使用者である買主が自動車の取得者とみなされて課税されます。



自動車税環境性能割の税率表

車 種	税 率	
	自家用	営業用
① 電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税	
② プラグインハイブリッド自動車		
③ 天然ガス自動車（車両総重量3.5t以下のもので平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx10%低減）		
④ ガソリン自動車（ハイブリッド自動車含む） / LPG自動車		
乗用車		
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減	非課税	
かつ令和12年度燃費基準95%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成		
かつ令和12年度燃費基準90%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成		
かつ令和12年度燃費基準85%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成		
かつ令和12年度燃費基準80%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成		
かつ令和12年度燃費基準75%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
かつ令和12年度燃費基準70%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成		1%
上記以外	3%	2%
⑤ ガソリン自動車（ハイブリッド自動車含む）		
車両総重量3.5t以下/バス		
平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減	非課税	
かつ令和2年度燃費基準105%達成		
かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%

車 種		税 率	
		自家用	営業用
	平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減		
	かつ令和2年度燃費基準110%達成	非課税	
	かつ令和2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%
	かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%
	車両総重量2.5t以下トラック		
	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減		
	かつ令和4年度燃費基準105%達成	非課税	
	かつ令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	かつ令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%
	車両総重量2.5t超3.5t以下トラック		
	平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減		
	かつ令和4年度燃費基準達成	非課税	
	かつ令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
	平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減		
	かつ令和4年度燃費基準105%達成	非課税	
	かつ令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	かつ令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%
⑥ ディーゼル自動車			
乗用車			
	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合		
	かつ令和12年度燃費基準95%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	
	かつ令和12年度燃費基準90%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税
	かつ令和12年度燃費基準85%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
	かつ令和12年度燃費基準80%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成		1%
	かつ令和12年度燃費基準75%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	
	かつ令和12年度燃費基準70%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	2%
	上記以外	3%	2%
⑦ ディーゼル自動車（ハイブリッド自動車含む）			
車両総重量3.5t以下バス			
	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx及びPM10%低減		
	かつ令和2年度燃費基準105%達成	非課税	
	かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	平成21年排出ガス基準適合		
	かつ令和2年度燃費基準110%達成	非課税	
	かつ令和2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%
	かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%
車両総重量2.5t超3.5t以下トラック			
	平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx及びPM10%低減		
	かつ令和4年度燃費基準達成	非課税	
	かつ令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
	平成21年排出ガス基準適合		
	かつ令和4年度燃費基準105%達成	非課税	
	かつ令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
	かつ令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%
車両総重量3.5t超バス又はトラック			
	平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx及びPM10%低減		
	かつ令和7年度燃費基準105%以上達成	非課税	
	かつ令和7年度燃費基準以上達成	1%	0.5%
	かつ令和7年度燃費基準95%達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%

（注1）この表は抜粋です。

（注2）新車・中古車は問いません。

（注3）「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いです。

環境性能割にはこんな特例も・・・(ASV・バリアフリー車両の特例措置)

交通事故の防止及び被害軽減のため、衝突被害軽減ブレーキ等を搭載したトラック・バス等に対して、特例措置により税が軽減されます。

また、高齢者、障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、バリアフリー車両に係る特例措置があります。

ASV・バリアフリー車両減税の概要

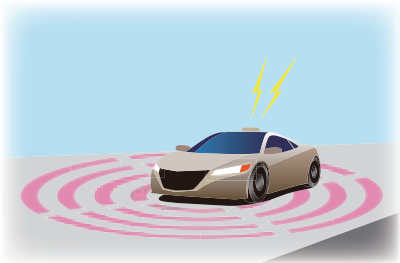
初回新規登録を受ける場合にのみ、下表のとおり特例の適用を受けます。

令和7年4月1日現在

対象・要件等			適用期間	軽減内容
ASV車両	側方衝突警報装置 及び 衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	車両総重量8 t 超 トラック (トレーラー除く)	令和5年4月1日から 令和6年4月30日まで	取得価額から 350万円控除
	側方衝突警報装置			
	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	車両総重量3.5 t 超 トラック (トレーラー除く)	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで	取得価額から 175万円控除
		バス等 乗車定員10人 立席を有しないもの		
バリアフリー車両	ノンステップバス			取得価額から 1,000万円控除
	リフト付きバス	一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限り	令和9年3月31日まで	乗車定員30人以上 (空港アクセスバスに限る) * 取得価額から800万円控除
				乗車定員30人以上 取得価額から650万円控除
				乗車定員30人未満 取得価額から200万円控除
	ユニバーサル デザインタクシー	一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限り		取得価額から 100万円控除

※ ASV とは「先進安全自動車」（安全運転を支援するシステムを搭載した自動車）のことです。

* 空港アクセスバスは一般乗合のものに限ります。



自動車税に関する Q & A

Q1 納税通知書はいつ誰に届きますか。

A1 4月1日時点で所有している方に課税され、毎年5月に納税通知書が納税義務者の方へ送付されます。なお、納期は原則として5月末日です。

Q2 引っ越した時、納税通知書の送付先の変更はどんな手続きが必要ですか。

A2 転居などにより住所の変更があった場合は、管轄の運輸支局等で自動車査証（車検証）の住所変更手続きをしてください。

車検証上の住所変更に時間がかかる等のご事情がある場合は、納税通知書に同封されている住所変更届（はがき）を記入して返送をお願いします。又は、パソコン・スマートフォンからインターネット上で納税通知書の送付先変更手続きもできます。詳しくは、自動車税コールセンターへお問い合わせ下さい。

☎自動車税コールセンター 03（3525）4066

Q3 どのような場合に自動車税種別割は還付になりますか。

A3 納付後に自動車を廃車した場合には、抹消登録した月まで課税されますが、その翌月以降の税金は還付されます。

廃車をするには、運輸支局または自動車検査登録事務所で抹消登録の手続きが必要となります。

Q4 車を手放す予定です。自動車税種別割はどうなりますか。

A4 4月1日時点で所有している方に1年分が課税されます。

このため、年度の途中で移転登録（名義変更）された場合は、前の所有者の方に1年分が課税され、新しい所有者の方には翌年度から課税されます。

なお、抹消登録をされる場合で、すでに納税通知書で年額を納めている方は、抹消登録した日の翌月から翌年の3月までの月割り額が還付となります。

Q5 軽自動車についての税金はどうなりますか。

A5 軽自動車税（環境性能割・種別割）は区市町村が課税します。

税額等の詳細はお住いの区市町村にお問い合わせ下さい。

ただし、軽自動車税環境性能割については、お住まいを管轄している自動車税事務所（P.17 参照）にお問い合わせ下さい。

障害者の方のために自動車税の減免制度があります

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割の減免制度のご案内

東京都では、身体障害者の方等（以下「障害者の方」とします。）のために専ら使用する自動車、公益のため直接専用する自動車又は構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車などに係る自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割に対する減免制度があります。

減免制度には一定の要件や申請期限等が定められていますので、内容をご確認の上、申請手続きをお願いします。特に申請期限等を過ぎますと、減免が受けられませんのでご注意ください。

※なお、軽自動車税種別割の減免制度につきましては、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

障害者の方のために専ら使用する自動車に係る自動車税（環境性能割・種別割）
軽自動車税環境性能割の減免

1 申請期限等及び場所

①新規登録により取得（新車・中古車新規登録）した自動車		
申請期限	登録（取得）の日から1ヶ月以内（※1）	
減免対象税目及び適用年度	自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割とともに申請年度（※2）	
②移転登録により取得（名義変更）した自動車		
申請期限	登録（取得）の日から1ヶ月以内（※1）	
減免対象税目及び適用年度	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割とともに申請年度（※2）	
③すでに所有している自動車		
申請期間	4月1日から5月31日まで（※1）	左記以外の期間【事前受付】
減免対象税目及び適用年度	自動車税種別割（申請年度）	自動車税種別割（申請年度の翌年度）
※1 申請期限及び申請期間の末日が土日、休日、年末年始の場合は翌開庁日までとなります。		
※2 ①、②で自動車税（環境性能割・種別割）の課税が無い場合は③の取扱いとなります。		
申請場所	都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所、都税総合事務センター	

2 減免の対象となる自動車

納税義務者（所有者又は取得者）	運転者	使用目的
① 障害者の方	障害者の方	特に問いません
② 障害者の方	障害者以外の方	専ら障害者の方の通院、通学等のために使用する
③ 生計を一にする方	障害者の方	
④ 生計を一にする方	障害者以外の方	

- （注1）個人名義の自家用自動車（自動車検査証（車検証）に「自家用」と記載されている自動車）に限ります。
（注2）「生計を一にする方」とは、「障害者の方と同居している方」や「近隣（障害者の方の住所地から2km以内）にお住まいの親族又は東京都パートナーシップ宣誓制度等により証明を受けている方」をいいます。
（注3）運転免許証に条件が付されている場合は、条件に合った自動車でなければなりません。

3 減免申請に必要な書類

使用状況により必要な書類等が異なります。
東京都主税局ホームページをご参照いただくか、詳しくは、
東京都自動車税コールセンター 03 (3525) 4066 に
お問い合わせください。



東京都主税局 HP

4 減免の対象となる手帳及び障害の程度

身体障害者手帳		障害の程度
下肢機能障害		1級～6級
体幹機能障害		1級～3級・5級
上肢機能障害		1級・2級
乳幼児期以前の非進行性の	上肢機能	1級・2級
脳病変による運動機能障害	移動機能	1級～6級
視覚障害		1級～3級、4級の1
聴覚障害		2級・3級
平衡機能障害		3級・5級
音声機能又は言語機能障害		3級（こう頭摘出に係るものに限ります。）
心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害		1級・3級・4級
ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害		1級・3級・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
肝臓機能障害		1級～4級
愛の手帳		総合判定が1度～3度
戦傷病者手帳・療育手帳		減免の対象となる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。
精神障害者保健福祉手帳		1級（精神通院医療に係る自立支援医療費受給者（＊）に限ります。）

＊精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証をご提示していただきます。

〔注意〕身体障害者手帳をお持ちの方で、2つ以上の障害の区分（障害名）がある場合は、総合等級ではなく障害の区分ごとの障害等級により判断しますので、障害の区分ごとの障害等級が不明な場合には**東京都自動車税コールセンター03（3525）4066**にお問い合わせください。

5 減免額

減免の上限額を超える自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割については、それを超えた税額分を納付していただくことになります。

①自動車税種別割
45,000円（新規登録の場合は、登録月により45,000円の月割額となります。） ※ グリーン化税制（重課）の適用を受ける自動車で適用後の自動車税額と45,000円（減免上限額）との差額が1,000円未満の場合は、重課後の自動車税種別割額全額が減免になります。
②自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割
課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額 ※ 障害者の方が運転又は利用するため特別の改造をした場合は、改造費部分を上限額に加算します。

その他の減免制度について

公益のため直接専用する自動車、構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車等、一定の要件を満たす場合は、申請により減免になります。詳細は東京都主税局ホームページをご参照ください。



東京都主税局 HP

自動車税（環境性能割・種別割）
軽自動車税環境性能割

の減免制度のご案内

自動車税を納めるにはどのような方法があるのでしょうか

現金



現金で納めたいのですが……

東京都の自動車税種別割は以下の場所で納めることができます

金融機関

東京都指定金融機関及び東京都公金収納取扱店

（銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合、労働金庫、中央金庫（信金・商工組合））

※ 東京都内に本店又は支店が所在する金融機関に限る（一部を除く）。

郵便局

東京都

都税総合事務センター、都税事務所、都税支所、自動車税事務所及び支庁の窓口

指定のコンビニエンスストア等（50音順）

- ☐ くらしハウス ☐ スリーエイト ☐ 生活彩家 ☐ セブン-イレブン
- ☐ デイリーヤマザキ ☐ ニューヤマザキデイリーストア ☐ ファミリーマート
- ☐ ポプラ ☐ ミニストップ
- ☐ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ☐ ヤマザキデイリーストアー
- ☐ ローソン
- ☐ MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

（注1）1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

（注2）納税する際は、「レジ発行のレシート」と「領収証書（領収印が押されたもの）」の2つを必ずお受け取りください。

金融機関・郵便局の （ペイジー）対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングからも納付できます

（注1）（ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

（注2）新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングを利用する場合は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

（注3）領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な方は金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。

（注4）保守点検作業のためご利用できない期間があります。





いつでも・どこでも・簡単に キャッシュレス納税です！

パソコン・スマートフォン等からクレジットカードで自動車税種別割の納付ができます

東京都では、パソコンやスマートフォン等からインターネットを通じて、クレジットカードによる自動車税種別割の納付ができます。

パソコン・スマートフォン等から「地方税お支払サイト」へアクセスし、お支払手続きを行ってください。



地方税お支払サイト

ご準備いただくもの

- ①自動車税（種別割）納税通知書・納付書
- ②クレジットカード
☐ VISA ☐ Master Card ☐ JCB ☐ American Express ☐ Diners Club

決済手数料

税額他に、納付1回あたり、税額1万円まで37円それ以降1万円ごとに75円（消費税別）のシステム利用料がかかります。

※分割払い、リボ払いの場合は、別途クレジットカード会社が定める手数料が発生する場合があります。

領収証書

東京都から領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。お支払内容は、クレジットカード会社が発行する利用明細などでご確認ください。

なお、領収証書が必要な方は金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアにてご納付ください。

ご注意

- ①都税事務所・都税総合事務センター・自動車税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の各種窓口ではクレジットカード納付はできません。
- ②納付手続き後から1週間以内に納税証明書の発行をご希望の場合は、「地方税お支払サイト」の履歴詳細画面等をご用意の上、都税事務所・自動車税事務所等にご申請ください。
- ③車検が近い等お急ぎの場合は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納付書右端の納税証明書をご利用ください。

クレジットカード納付について、詳しくは、東京都主税局ホームページをご参照いただくか、各都税事務所（徴収管理班）・都税総合事務センター（P.17参照）にお問い合わせください。



東京都主税局 HP



まだまだあります、キャッシュレス納税！

スマートフォン決済アプリで自動車税種別割の納付ができます

東京都では、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印字されているバーコードまたはQRコードを読み取ることにより、自動車税種別割の納付ができます。

24時間365日、いつでも、どこでも納付できます。

利用できるアプリ

- | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| ☐ au Pay | ☐ d払い | ☐ J-Coin Pay | ☐ PayB |
| ☐ PayPay | ☐ モバイルレジ | ☐ 楽天銀行アプリ | ☐ 楽天ペイ |

(注1) 事前に利用登録やチャージが必要です。

(注2) 別途通信料が発生します。

(注3) QRコードで利用できるアプリについては、地方税共同機構のHPをご覧ください。

ご準備いただくもの

- ① 自動車税（種別割）納税通知書・納付書
- ② スマートフォン決済アプリがインストールされたスマートフォン又はタブレット端末

利用方法

スマートフォン決済アプリの請求書支払いサービスを使用して、納付書等に印刷されているバーコードまたはQRコードを読み取ることにより納付することができます。

領収証書

スマートフォン決済アプリで納付した場合は、領収証書は発行されません。

領収証書が必要な場合は金融機関等の窓口やコンビニエンスストアにてご納付ください。

ご注意

車検等のため、納税証明書が至急必要な場合には、スマートフォン決済アプリによる納付は利用せず、金融機関・コンビニエンスストア等で納付してください。

スマートフォンアプリ決済による納付について、詳しくは、東京都主税局ホームページをご参照いただくか、各都税事務所（徴収管理班）・都税総合事務センターにお問い合わせください（P.17 参照）。



東京都主税局 HP

都道府県税以外の自動車にかかる税金はこちらです

軽自動車税種別割（区市町村税）

1 納税義務者

毎年4月1日現在の原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者です。割賦販売の場合は買主が所有者とみなされ、納税義務者となります。

2 納付期限

お住まいの区市町村から送付する納税通知書で、4月または5月に納税してください。

※ 納付方法は区市町村により異なりますので、詳しくはお住まいの区市町村にお問い合わせください。

3 軽自動車税種別割の税額

税額等の詳細はお住まいの区市町村にお問い合わせください。

4 軽自動車税種別割の減免

天災その他特別の事情等で、減免が受けられる場合があります。詳しくは、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

5 軽自動車の登録に関するお問い合わせ

軽自動車の登録等に関しては、次の軽自動車検査協会までお問い合わせください。

軽自動車検査協会（ナンバー）	電話番号
東京主管事務所（品川・世田谷）	050-3816-3100
練馬支所（練馬・杉並・板橋）	050-3816-3101
足立支所（足立・江東・葛飾・江戸川）*	050-3816-3102
多摩支所（多摩）	050-3816-3104
八王子支所（八王子）	050-3816-3103

* 令和7年5月7日より江戸川ナンバー（自家用）が追加になります。

軽自動車税環境性能割（区市町村税）

軽自動車税環境性能割とは、軽自動車を取得したときに課税される税金であり、税率は燃費基準値達成度等に応じて決定されます。

1 納税義務者

三輪以上の軽自動車を取得した方

2 納付時期と方法

新規検査や移転などの届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会で納めます。

3 納付額

軽自動車の通常の取得価額（課税標準額） × 税率

■税率 家用軽自動車・・・非課税・1%・2%
営業用軽自動車・・・非課税・0.5%・1%・2%

（注1）新車・中古車は問いません。

（注2）環境性能（燃費性能）に応じて税率が決まります。

軽自動車税環境性能割減免：特別の事情で、減免が受けられる場合があります。

詳しくは「自動車税減免制度のご案内」P.9をご覧ください。

🚗 軽自動車の通常の取得価額とは

軽自動車の取引価額などをいいます。なお、取得価額が50万円以下の場合は課税されません。

🚗 所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主がその自動車の所有権を留保している場合には、使用者である買主が軽自動車の取得者とみなされて課税されます。

軽自動車税環境性能割の税率表

車 種		税 率	
		自家用	営業用
① 電気自動車（燃料電池自動車を含む）		非課税	
② 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx10％低減）			
③ ガソリン自動車（ハイブリッド自動車含む）			
乗用車			
平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減			
かつ令和12年度燃費基準80％達成 かつ令和2年度燃費基準達成		非課税	
かつ令和12年度燃費基準75％達成 かつ令和2年度燃費基準達成		1％	0.5％
かつ令和12年度燃費基準70％達成 かつ令和2年度燃費基準達成		2％	1％
かつ令和12年度燃費基準60％達成 かつ令和2年度燃費基準達成			2％
上記以外			
車両総重量2.5t以下トラック			
平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減			
かつ令和4年度燃費基準105％達成 かつ令和4年度燃費基準達成		非課税	
かつ令和4年度燃費基準95％達成		1％	0.5％
上記以外		2％	1％
			2％

（注1）この表は抜粋です。

（注2）新車・中古車は問いません。

（注3）「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いです。

※税額等の詳細については、お住まいを管轄している自動車税事務所にお問い合わせ下さい（P.17 参照）。

自動車重量税（国税）

自動車重量税とは、所有している自動車の重量や、車種、登録からの経過年数に基づいて課税される税金です。

1 納税義務者

自動車の新規登録または継続検査等のために自動車検査証（車検証）の交付や自動車車両番号の指定を受ける方です。

2 納付時期

自動車の新規登録または継続検査等のために自動車検査証（車検証）の交付や自動車車両番号の指定を受けるときまでに、東京運輸支局、自動車検査登録事務所または軽自動車検査協会で、自動車重量税印紙を書類に貼って納付してください。

3 自動車重量税の税額

税額等の詳細は東京運輸支局・自動車検査登録事務所までお問い合わせください（下記5参照）。

4 自動車重量税の還付制度

平成17年1月以降、使用済自動車の不法投棄の防止及びリサイクル促進のため、自動車検査証（車検証）有効期限内に「自動車リサイクル法」に基づき使用済自動車が適正に解体された場合に限り、車検残存期間^(※1)に相当する自動車重量税の還付制度が設けられました。

ディーラー等の引取業者が解体した後に、使用済自動車の最終所有者^(※2)が永久抹消登録申請または一時抹消後の解体届出と同時に自動車重量税の還付申請をすることにより、還付を受けることができます。

※1 車検残存期間が1ヶ月以上ある場合に還付を受けることができます。

※2 還付の対象となる自動車を引取業者に引き渡した者で、自動車重量税を実際に納付した者かとは問いません。

5 自動車の登録や自動車重量税のお問い合わせ

自動車の登録や自動車重量税に関しては、次の運輸支局・自動車検査登録事務所までお問い合わせください。

運輸支局等（ナンバー）	電話番号
東京運輸支局（品川・世田谷）	050（5540）2030
練馬自動車検査登録事務所（練馬・杉並・板橋）	050（5540）2032
足立自動車検査登録事務所（足立・江東・葛飾・江戸川）*	050（5540）2031
多摩自動車検査登録事務所（多摩）	050（5540）2033
八王子自動車検査登録事務所（八王子）	050（5540）2034

* 令和7年5月7日より江戸川ナンバーが追加になります。

お問い合わせ先

東京都主税局 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 TEL 03-5388-2925
◇都税事務所及び都税支所

所 名	郵便番号・所在地	電話番号
千 代 田	〒101-8520 千代田区内神田2-1-12 東京都千代田合同庁舎内	03 (3252) 7141
中 央	〒104-8558 中央区新富2-6-1	03 (3553) 2151
港	〒106-8560 港区麻布台3-5-6	03 (5549) 3800
新 宿	〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8	03 (3369) 7151
文 京	〒112-8550 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター内	03 (3812) 3241
台 東	〒111-8606 台東区雷門1-6-1	03 (3841) 1271
墨 田	〒130-8608 墨田区業平1-7-4	03 (3625) 5061
江 東	〒136-8533 江東区大島3-1-3	03 (3637) 7121
品 川	〒140-8716 品川区広町2-1-36 品川区総合庁舎内	03 (3774) 6666
目 黒	〒153-8937 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎内	03 (5722) 9001
大 田	〒144-8511 大田区新蒲田1-18-22	03 (3733) 2411
世 田 谷	〒154-8577 世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎内	03 (3413) 7111
渋 谷	〒151-8546 渋谷区千駄ヶ谷4-3-15 東京都渋谷合同庁舎内	03 (5422) 8780
中 野	〒164-0001 中野区中野4-6-15	03 (3386) 1111
杉 並	〒166-8502 杉並区成田東5-39-11	03 (3393) 1171
豊 島	〒171-8506 豊島区西池袋1-17-1 東京都豊島合同庁舎内	03 (3981) 1211
北 区 R7.5.7から	〒114-8517 北区上十条2-27-1 J&MALL 3階	03 (3908) 1171
荒 川	〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1 ステーションガーデンタワー内	03 (3802) 8111
板 橋	〒173-8510 板橋区大山東町44-8	03 (3963) 2111
練 馬	〒176-8511 練馬区豊玉北6-13-10	03 (3993) 2261
足 立	〒123-8512 足立区西新井栄町2-8-15	03 (5888) 6211
葛 飾	〒124-8520 葛飾区立石5-13-1 葛飾区総合庁舎内	03 (3697) 7511
江 戸 川	〒132-8551 江戸川区中央4-24-19	03 (3654) 2151
八 王 子	〒192-8611 八王子市明神町3-19-2 東京都八王子合同庁舎内	042 (644) 1111
支 所	青 梅 〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎内	0428 (22) 1152
	町 田 〒194-8540 町田市中町1-31-12 南多摩東部建設事務所内	042 (728) 5111
立 川	〒190-0022 立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎内	042 (523) 3171
支 所	府 中 〒183-8549 府中市宮西町1-26-1 東京都府中合同庁舎内	042 (364) 2288
	小 平 〒187-8533 小平市花小金井1-6-20 東京都小平合同庁舎内	042 (464) 0070
支 庁	大 島 〒100-0101 大島町元町字オランダシ222-1	(04992) 2 - 4423 *1
	三 宅 〒100-1102 三宅島三宅村伊豆642	(04994) 8 - 5013 *2
	八 丈 〒100-1492 八丈島八丈町大賀郷2466-2	(04996) 2 - 4511 *1
	小 笠 原 〒100-2101 小笠原村父島字西町	(04998) 2 - 3230 *2

◇都税総合事務センター・自動車税事務所

都税総合事務センター	〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10	
自動車税コールセンター	自動車税に関するお問い合わせはこちらまで	03 (3525) 4066
品川自動車税事務所	〒140-0011 品川区東大井1-12-18	03 (3471) 6670
練馬自動車税事務所	〒179-0081 練馬区北町2-8-6	03 (3932) 7321
足立自動車税事務所	〒121-0062 足立区南花畑5-12-1	03 (3883) 2543
多摩自動車税事務所	〒186-0001 国立市北3-30	042 (522) 8271
八王子自動車税事務所	〒192-0011 八王子市滝山町1-270-5	042 (691) 6351

*1 税務担当直通
*2 行政担当直通

東京税務協会は、東京都から自動車税事務所における申告受付等の業務及び自動車税コールセンター業務を受託しています。

電気自動車など変化の激しい市場環境に対応する業界動向や、所有形態の変化、若者の車離れ等自動車を取り巻く環境の変化を含む大きな社会情勢の変遷を踏まえ、東京都と緊密に連携し円滑な調整を行うことで、迅速かつ適切な対応を図り、納税者サービスの維持・向上に努めています。

詳しくは、当協会Webサイトをご覧ください。



〒164-0001 東京都中野区中野4-6-15

TEL 03-3228-7011 (代表)

<https://www.zeikyo.or.jp>



TOP ページ



自動車税に関する事業



公益財団法人 東京税務協会



公益財団法人 東京税務協会

〒164-0001 東京都中野区中野 4-6-15

TEL 03-3228-7011

ホームページ

<https://www.zeikyo.or.jp/>